農学研究科の学位論文審査基準

【修士論文】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもってあて、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を持つ者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障がきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

(1)テーマ設定の明確性

(2)研究手法の妥当性

(3)計画に基づく研究・調査の実施とデータ表示の妥当性

(4)考察の論理性

(5)研究倫理の遵守

4. 評価方法と判定

(1)全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて(1)～(4)の各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)20%、(2)20%、(3)30%、(4)30%)を 0～5 点で、(5)を適・不適で評価する。

(2)当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点 50 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

【博士論文（課程修了）】

1．審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条（博士論文の審査）に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもってあて、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を持つ者を含む）を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

2．資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条（博士論文の提出）の要件を満たすものとする。

3．評価項目

近畿大学学位規程第 17 条（博士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

（1）テーマ設定の明確性

（2）学術的な独創性・挑戦性

（3）研究手法の適切性

（4）計画に基づく研究・調査の実施とデータ表示の適切性

（5）考察の論理性

（6）研究倫理の遵守

4．評価方法と判定

（1）全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて⑴～⑸の各評価項目（各評価項目の比重割合：⑴20%、⑵20%、⑶20%、⑷20%、⑸20%）を 0～5 点で、⑹を適・不適で評価する。

（2）当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条（最終試験）及び近畿大学学位規程第 19 条（合否の決定）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点 50 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 19 条（合否の決定）に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条（学位の授与）に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【博士論文（論文提出）】

1．審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条（博士論文の審査）に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもってあて、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む）を副主査として加えることができる。

2．資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条（学位申請手続）の要件を満たすものとする。

3．評価項目

近畿大学学位規程第 17 条（博士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

（1）テーマ設定の明確性

（2）学術的な独創性・挑戦性

（3）研究手法の適切性

（4）計画に基づく研究・調査の実施とデータ表示の適切性

（5）考察の論理性

（6）研究倫理の遵守

4．評価方法と判定

（1）全ての審査委員が、別表の学位論文評価基準表Aに基づいて(1)～(5)の各評価項目（各評価項目の比重割合：(1)20%、(2)20%、(3)20%、(4)20%、(5)20%）を 0～5 点で、(6)を適・不適で評価する。

（2）当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条（学力の確認）及び近畿大学学位規程第 27 条（博士論文の審査方法）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点 50 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 27 条（博士論文の審査方法）に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条（論文提出による学位の授与）に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

学位論文評価基準表 A

評価項目/点数	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	0 点	素点	傾斜配点の掛け率	評点
(1)テーマ設定の明確性	当該テーマに関する文献や先行研究のデータを十分に調査し、的確な評価が行われたうえで、研究目的が適切に設定されている。	当該テーマに関する文献や先行研究のデータを調査し、評価が行われたうえで、研究目的が適切に設定されている。	当該テーマに関する文献や先行研究のデータを調査したうえで、妥当な研究目的が設定されている。	研究目的は示されているが、文献や先行研究のデータに関する情報収集が不十分である。	文献や先行研究のデータに関する情報が収集されていない。研究目的も不十分である。	研究目的が示されていない。		x 4	
(2)研究手法の妥当性	研究の目的を達成するために、研究手法が十分に検討されており、研究計画と研究方法が適切である。	研究の目的を達成するために、研究手法が検討されており、研究計画と研究方法が妥当である。	研究計画と研究方法は標準的である。	研究計画と研究方法の検討が、不十分である。	研究計画と研究方法が妥当ではない。	研究計画と研究方法が示されていない。		x 4	
(3)計画に基づく研究・調査の実施とデータ表示の妥当性	計画に基づき、研究・調査が綿密かつ十分に行われている。得られたデータが、十分に解析されたうえで、適切に図表により示されている。	計画に基づき、研究・調査が行われている。得られたデータが解析されたうえで、図表により示されている。	研究・調査によって得られたデータが、図表により示されている。	研究・調査によってデータが得られているが、図表が不十分である。	研究・調査によって得られたデータが、図表により示されていない。	研究・調査が不十分である。		x 6	
(4)考察の論理性	研究・調査の結果について、既知の情報と併せて包括的に整理・解析され、十分に考察されたうえで、論理的に説明されている。	研究・調査の結果について、既知の情報を考慮し考察されたうえで、論理的に説明されている。	研究・調査の結果について、整理・解析され、論理的に考察されている。	研究・調査の結果について、整理・解析され、考察されているが、論理的でない。	研究・調査の結果について、殆ど考察されていない。	研究・調査の結果について、全く考察されていない。		x 6	
								評点合計	

評価項目	適	不適	評点
(5)研究倫理の遵守	法令あるいはガイドラインに遵守している。剽窃などの研究不正が認められない。	法令あるいはガイドラインに遵守していない。剽窃などの研究不正が認められる。	適・不適

学位論文評価基準表 A

評価項目/点数	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	0 点	素点	傾斜配点の掛け率	評点
(1)テーマ設定の明確性	当該テーマに関する文献や先行研究のデータを十分に調査し、的確な評価が行われたうえで、研究目的が適切に設定されている。	当該テーマに関する文献や先行研究のデータを調査し、評価が行われたうえで、研究目的が適切に設定されている。	当該テーマに関する文献や先行研究のデータを調査したうえで、研究目的が適切に設定されている。	研究目的は示されているが、文献や先行研究のデータに関する情報収集が不十分である。	文献や先行研究のデータに関する情報が収集されていない。研究目的も不十分である。	研究目的が示されていない。		x 4	
(2)学術的な独創性・挑戦性	当該テーマの学術的な独創性および挑戦性が明瞭に示されており、研究内容に反映されている。研究の成果を期待させる記述になっている。	当該テーマの学術的な独創性および挑戦性が示されており、研究内容に反映されている。	当該テーマの学術的な独創性および挑戦性が示されている。	当該テーマの学術的な独創性および挑戦性が明確に記載されていない。	当該テーマの学術的な独創性や挑戦性のいずれかの記載がない.	当該テーマの学術的な独創性や挑戦性のいずれも記載がない.		x 4	
(3)研究手法の適切性	研究の目的を達成するために、研究手法が十分に検討されており、研究計画と研究方法が最適である。	研究の目的を達成するために、研究手法が検討されており、研究計画と研究方法が適切である。	研究計画と研究方法は標準的である。	研究計画と研究方法の検討が、不十分である。	研究計画と研究方法が適切ではない。	研究計画と研究方法が示されていない。		x 4	
(4)計画に基づく研究・調査の実施とデータ表示の適切性	計画に基づき、研究・調査が綿密かつ十分に行われている。得られたデータが、十分に解析されたうえで、適切に図表により示されている。	計画に基づき、研究・調査が行われている。得られたデータが解析されたうえで、図表により示されている。	研究・調査によって得られたデータが、図表により示されている。	研究・調査によってデータが得られているが、図表が不十分である。	研究・調査によって得られたデータが、図表により示されていない。	研究・調査が不十分である。		x 4	
(5)考察の論理性	研究・調査の結果について、既知の情報と併せて包括的に整理・解析され、十分に考察されたうえで、論理的に説明されている。	研究・調査の結果について、既知の情報を考慮し考察されたうえで、論理的に説明されている。	研究・調査の結果について、整理・解析され、論理的に考察されている。	研究・調査の結果について、整理・解析され、考察されているが、論理的でない。	研究・調査の結果について、殆ど考察されていない。	研究・調査の結果について、全く考察されていない。		x 4	
								評点合計	

評価項目	適	不適	評点
(6)研究倫理の遵守	法令あるいはガイドラインに遵守している。剽窃などの研究不正が認められない。	法令あるいはガイドラインに遵守していない。剽窃などの研究不正が認められる。	適・不適